

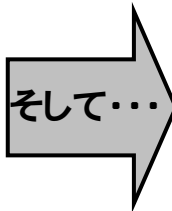


市民主役のまちづくり 自治基本条例



私たちの住む名寄市は、平成 18 年 3 月に新しいまちとして生まれかわりました。

それは、住民一人ひとりが一層安心して暮らせる「心豊かなふるさと」を求めての決断でした。



市民が主役のまちづくりを具体的に進めるための基本的なルールとして、「自治基本条例」の制定にむけての検討が進められています。

「自治基本条例」とは…



いわば私たち名寄市の「憲法」ともいえるもので、この条例は、みんなで参加し、話し合い、名寄のまちをもっともっと住みよいまちにするための約束を示すもの

名寄市自治基本条例 市民懇話会メンバー

- | | | |
|---|----|-----|
| ★ | 白井 | 暢明 |
| ☆ | 尾矢 | 直紀 |
| ♪ | 伊東 | 和江 |
| ♪ | 大野 | 洋子 |
| ♪ | 川瀬 | 満 |
| ♪ | 櫻庭 | 大 |
| ♪ | 杉浦 | 隆利 |
| ♪ | 竹部 | 裕二 |
| ♪ | 中村 | 洋子 |
| ♪ | 根木 | 實 |
| ♪ | 藤田 | 健慈 |
| ♪ | 山崎 | 博俊 |
| ♪ | 山崎 | 真由美 |

白井会長より一言

ひょっとして皆さんは次のように考えていませんか？
「市政のことは、選挙で信任を受けている市長さんや議員さんに任せておけばいいんじゃないか・・・。」
それでは、名寄市も知らない間に再建団体になってしまった市町村と、同じ道を歩むことになるかもしれません。
私たち市民が、いつもまちづくりに関心を持ち、積極的に参加することによって、みんなで希望に満ちた名寄の

市民懇話会も 15 回を数えました



自治基本条例市民懇話会は、平成 20 年 2 月 4 日に第 1 回目が開催され、11 月 12 日には 15 回目を数えることになりました。

その間、「名寄市にもっとも適した基本条例になるように・・・」との願いを込め、名寄市の特性を活かした「前文」づくり、自治基本条例の「理念」・「原則」そしてそれらの構成など検討を重ねてきています。今後は、広く市民の皆さんにも関心をもっていたき、新しい「まちづくりのルール」作りに加わっていただきたいと考えています！





みんなで歩む名寄の未来



【名寄市自治基本条例（仮称）の全体構成案】

前 文

第 1 章 総

条例の目的
 定 義（市民・市・議会・まちづくり・コミュニティ）
 まちづくりの基本理念
 条例の位置づけ



第 2 章 まちづくりの基本原

市民参加

情報共有

連携・協力

第 3 章
市民の
役割と
責務

第 4 章
議会の
役割と
責務

第 5 章
市の
役割と
責務

第 6 章
行政運営の基本

- ・行政運営の原則
- ・総合計画等
- ・財政運営
- ・行政組織
- ・行政評価
- ・行政手続

第 7 章
基本原則に基づく
まちづくりの推進

- ・市民参加制度
- ・住民投票制度
- ・情報公開
- ・情報提供
- ・個人情報保護制度
- ・情報収集・管理制度
- ・市民の学習環境の整備
- ・まちづくり活動支援
- ・コミュニティ支援
- ・他の自治体（国外を含む）との連携・協力

第 8 章 条例の見直し



みなさんのご意見をお寄せください

市民懇話会の情報は、[広報なよろ]で毎月掲載していますので、ご覧ください。

また、名寄市のホームページ、[FM Airてっし]や、《市民懇話会だより》などでも、みなさんにお知らせしたいと考えています。

ぜひ、ご意見をお寄せください！



お問い合わせは・・・



総務部地域振興課

地域自治係

01654-3-2111

(内線 3313)

(FAX) 01654-2-5644

URL:[http://www.](http://www.city.nayoro.lg.jp)

[city.nayoro.lg.jp](http://www.city.nayoro.lg.jp)

